

大阪家裁総第712号

平成30年10月23日

山中理司様

大阪家庭裁判所長 中川博之



司法行政文書開示通知書

9月21日付け（同月25日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称
大阪家裁後見センターだより（第3回）（片面で8枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

（担当） 総務課 電話06（6943）5432

大阪家裁後見センターだより（第3回）

1 はじめに

今回は、連載第2回に引き続き、平成29年度の更新研修でお話しした内容を紹介します。今回のテーマは、「円滑化法に基づく回送嘱託及び死後事務」です。

2 円滑化法について¹

平成28年10月13日、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（以下「円滑化法」という。）が施行されました。

円滑化法は、大きく、①成年後見人（以下「後見人」という。）が家庭裁判所の審判を得て成年被後見人（以下「被後見人」という。）宛ての郵便物等の回送を受けることができる郵便物等の回送嘱託制度（以下「回送嘱託」という。）の創設、②被後見人死亡後において、後見人が一定の事務（以下「死後事務」という。）を行う権限を認める、という2つの改正を柱としています。本稿では、これらの改正について、実務上留意すべき点を中心として解説します。

3 回送嘱託（民法860条の2）

(1) 概要

被後見人宛ての郵便物等には、株式の配当通知、貸金庫の利用明細など、被後見人の財産や債務に関する郵便物等が含まれますが、被後見人がこれらの郵便物等を適切に管理できない場合、後見人が財産の

¹ 円滑化法の解説として、盛山正仁「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要」（金融法務事情2045号30頁）、大塚竜郎「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の逐条解説（上）（下）」銀行法務21・803号10頁、同804号21頁）があります。

存在を把握することができないなど、適切な財産管理に支障をきたすおそれがあります。そこで、円滑化法は、裁判所が、後見人の請求によって、被後見人宛ての郵便物等を後見人に配達するよう嘱託できるようにしました（民法860条の2）。

郵便物等の回送は、後見事務の遂行のため有用な反面、被後見人の通信の秘密（憲法21条2項後段）の制約を伴うため、円滑化法では、回送嘱託の対象を後見類型に限り、かつ、嘱託期間を6か月を超えない期間に限って（民法860条の2第2項）、通信の秘密に配慮しています。

(2) 申立ての際の留意点

後見センターにおいても、同様の趣旨から、以下のような運用を行っていますので、申立ての際に御留意ください。

ア 回送嘱託の要件である必要性が認められるのは、①任意の方法によっては後見人が被後見人の財産を把握、管理できず、②これによって後見事務の遂行に困難が生じる場合に限られると解されます。被後見人が受領した郵便物等を破ってしまう場合や、親族等が郵便物等を取り込んでしまうような場合が典型です。後見センターでは、必要性が認められる類型を例示した申立書式を用いていますので、これを参考に申立てを行って下さい。もっとも、例示された場合以外にも回送嘱託の必要性が認められる場合はあり得ますので、事案に応じて個別に御相談ください。

イ 審判後の嘱託期間の延長は認められませんが（民法860条の2第3項ただし書）、再度の申立ては可能と解されます。もっとも、嘱託期間が制限された趣旨に鑑みれば、再度の申立ては、「従前の期間に本人の財産状況を十分に把握できなかったことにつきやむを得ない事情がある場合」に限って認められると考えられます。再度の申立

てを行う際には、この「やむを得ない事情」を疎明する必要がありますので、御留意ください。

ウ 家事事件手続法120条1項6号は、回送嘱託をする場合には、心身の障害により陳述を聴くことができないときを除き、被後見人の陳述を聴かなければならないと規定しています。

後見開始の審判についても同内容の規定がありますが（同項1号）、財産を処分する能力と、自分宛ての郵便物等を他人に送ってよいかを判断する能力は異なりますので、後見センターでは、後見開始の際に本人の陳述聴取を省略した事案であっても、回送嘱託の審判に当たっては慎重な手続保障が必要であると考えています。ウェブサイトに「本人陳述聴取フロー」を掲載していますので、申立ての際にはこれに沿った資料の提出をお願いします。

4 死後事務（民法873条の2）

(1) 概要

後見人は被後見人の死亡により代理権等の権限を失います（民法653条1号）が、従前より、後見人は、被後見人の死亡後も一定の事務（遺体の引取り、火葬、医療費等の支払等）を行わざるを得ない場合があるとの指摘がありました。円滑化法では、このような指摘を踏まえ、個々の相続財産の保存行為、弁済期が到来した債務の弁済、火葬又は埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務が後見人の権限の範囲に含まれることを明らかにしました。

なお、円滑化法施行以前も、後見終了時の応急処分（民法654条）や、相続人全員のための事務管理（民法697条）を根拠とし、一定の範囲の死後事務を行うことは可能であると解されていました。円滑化法は、従前から行うことのできていた行為を制限する趣旨とは解されませんので、応急処分等の要件を満たす行為は、円滑化法施行後も、家

裁の許可なくして適法に行うことが可能です。

(2) 死後事務の要件（民法873条の2柱書）

死後事務は、①必要があるときに、②相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、③相続人の意思に反することが明らかなきときを除き、行うことができます。

① 「必要があるとき」とは、相続人ではなく、後見人が当該事務を行わなければならない場合をいい、たとえば、入院費等の支払を請求されているが、相続人の連絡先が不明で、成年後見人が支払をしないと、相当期間債務の支払がされないこととなる場合などが考えられます。

② 「相続人の意思に反することが明らか」とは、後見人が死後事務を行うことについて相続人が明確に反対の意思表示をしている場合²をいいます。相続人が不存在の場合や存否が明らかでない場合、相続人と連絡が取れない場合などは、これには当たらないものと考えられます。

(3) 死後事務の内容

円滑化法に基づく死後事務は、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為（民法873条の2第1号）、②弁済期の到来した相続財産に属する債務の弁済（同条2号）、③死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（同条3号）の3つであり、このうち、3号に定める「相続財産の保存に必要な行為」を行うためには、家庭裁判所の許可が必要となります（同条ただし書。以下「3号許可」という。）。

本稿では、許可の必要な行為の範囲等について問合せも多い3号許

² 相続人が複数いる場合には、一人でも反対の意思表示を明らかにしているときはこれに当たると考えられます。

可について詳しく説明します。

(4) 3号許可について

ア 火葬，埋葬許可

3号許可でもっとも多い類型が、「本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結」です。公衆衛生上又は社会通念上，死体については適切な管理を行うことが必要とされており，火葬等を行わないまま遺体を放置しておくことはできない一方，これらの手続が遅延すると保存費用がかさむなどして相続財産が減少するおそれがあることから，後見人において早期に火葬等を行う必要がある場合があり，明文で3号許可の対象とされました。以下，申立てに当たって留意すべき点を挙げます。

- ① 3号にいう「埋葬」とは，いわゆる土葬を意味すると解されていますので，土葬を行う場合のみ，申立ての趣旨に挙げてください。
- ② 納骨は，火葬及び埋葬とは概念的に異なる行為ですが，これらに準ずるものとして3号許可の対象となると考えられています。被後見人に身寄りのない場合など，納骨堂への納骨に関する契約まで締結する場合には，納骨も含めて許可を申し立ててください。
- ② 葬儀は，火葬・埋葬と違って公衆衛生上不可欠というわけではなく，宗派や規模も様々であり，相続人とトラブルになるおそれもあることから，3号許可の対象とされていません。もっとも，実務上，被後見人に身寄りが無い場合などに，後見人が火葬・埋葬と一緒に最小限の葬儀を執り行うニーズもあると思われれます。これを踏まえ，後見センターでは，火葬及び納骨とセットで小規模で宗教色の薄い葬儀を行うという場合³には，火葬に付随する

³ 葬祭業者も，火葬・葬儀・納骨・永代供養までをセットにして，費用を総額10万円～20

事務として、その費用についても預貯金払戻しの許可をする取扱いをしています。葬儀費用に係る預貯金等の払戻しも含めて3号許可を申し立てる際には、見積書やパンフレット、商品内容を説明する上申書等を提出してください。

イ 相続財産の保存に必要な行為

「相続財産の保存に必要な行為」とは、相続財産全体の保存に必要な行為であり、当該行為を行わなかった場合に、相続財産の総額が減少することになる行為をいうと解されます。典型的には、被後見人の契約していた電気・ガス等の供給契約の解約などが挙げられますが、実務上、以下のような行為がよく問題となります。

① 無価値動産の廃棄費用を支払うための預貯金の払戻し

被後見人が施設入所中に死亡した事案などで、施設から被後見人の所持していた動産の処理を求められることがあります。この場合には、残置された動産の性質や量、動産の廃棄費用、廃棄しない場合に相続財産に生じ得る負担等を考慮し、廃棄を行わないことで相続財産が減少する場合には、3号許可の対象となると考えられます。

③ 後見人の報酬を精算するための預貯金の払戻し

後見人の報酬を精算するための預貯金の払戻しを3号許可によって行うことができるかについては、実務上も多くの問合せがあります。もっとも、家庭裁判所から報酬付与の審判を受けた時点において、後見人の報酬を直ちに精算しなければ相続財産が全体として減少してしまうという事態は考えにくく、一般的には、報酬精算のための預貯金の払戻しは3号許可の対象と

はならないことが多いと思われ⁴。そのため、このような申立てが認められるのは、現段階で報酬を確保しないと相続財産が総額として減少してしまうという特殊な事情の認められる場合に限られると考えられますので、御留意ください⁵。

5 おわりに

円滑化法の施行から1年近くが経過し、同法に基づく申立ての実例も集積されてきているところですが、申立ての要否・可否や必要な資料について疑義がありましたら、後見センターまでお問合せください。

⁴ 後見事務費の精算についても、同様の考え方になると思われ⁴。

⁵ 相続人に対して報酬の支払いを請求した場合には、以後、遅延損害金が生じ得ることから、精算をしなければ相続財産が減少するという事態が考えられますが、一方、相続人に請求をしたにもかかわらず報酬の支払い（預貯金の払戻し）を拒まれているのであれば、預貯金の払戻しについても「相続人が反対の意思を明らかにしている」と認められることが多いのではないかと考えられます。

(小窓)

第3回のテーマは、本編でも取り上げた「円滑化法」

細かいことを言いますが…、円滑化法により導入された各種申立てに関して、御注意いただきたい点が2点あります。

まず、申立書は大阪家裁のウェブサイトに掲載しているひな形を利用してください。特に、郵便物等の回送囑託の申立てについては、当庁では本人陳述聴取フローを定めており、当庁の申立書や添付書類には他の家庭裁判所のウェブサイトで掲載されている書式と異なる点がありますので、初めて申立てを行う方は御注意ください。

次に、死後事務の許可申立てのうち、債務弁済のための預貯金の払戻しの許可を求める際は、債務の内容を特定していただき、その裏付けとなる資料を添付してください。

報酬付与申立ての書式が変わりました！

平成29年8月に、報酬付与申立書と報酬付与申立事情説明書の書式を改訂しました。大阪家裁のウェブサイトに掲載していますので御確認ください。改訂に伴い、御注意いただきたい点は以下の2点です。

- ①報酬付与申立事情説明書の付加報酬の項目に開始時調査事務を追加しました。
- ②開始時調査事務を行い、それについて付加報酬を求める場合は必ずチェックを入れてください。